

和泉市条例 対象用途表

調査項目	和泉市建築基準法 施行条例	対象となる用途																	
		学	館	博	集	映	旅	児	病	診	百	飲	遊	個	浴	寄	共		
		学校・学校体育館	水泳場・スノーボード場・スケート場 体育館（学校施設を除く）	図書館・美術館	公会堂・集会場	観覧場（屋外観覧場は除く）	劇場・映画館・演芸場	ホテル・旅館	（児童福祉施設等 （入所施設があるもの）	病院	（診療所 （入院施設があるもの）	百貨店・マーケット 展示場・物販店舗	飲食店	遊技場	ダンスホール・ナイトクラブ・ キャバレー・バー	個室ビデオ店等	公衆浴場	寄宿舎・下宿	共同住宅
B1	第10条	避難階等に通ずる階段	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	第18条	劇場等の階段の幅				○	○												
	第19条	避難階段及び特別避難階段				○	○												
	第24条	客用の階段				○	○												
	第36条	屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法						○											
	第41条	屋内階段及びその踊場の幅並びにその階段のけあげ及び踏面の寸法																○	○
	第48条の2 第4項	階段の数及び構造等(屋内階段及び踊場の幅)														○			
B2	第12条	直通階段の数	○																
	第26条	階段の数及び構造						○			○	○	○	○	○	○	○	○	
	第39条	階段の数及び構造																○	○
	第48条の2 第1項、3項	階段の数及び構造等(設置数・歩行距離)														○			
B3	第19条	避難階段及び特別避難階段				○	○												
B4	第13条	教室等の出入口の数	○																
	第22条	劇場等の客席の出口				○	○												
B5 ~ B8	第12条	学校の直通階段の数	○																
	第13条	教室等の出入口の数	○																
	第48条の2 第1項、3項	階段の数及び構造等(設置数・歩行距離)													○				
B9	第23条	客用の廊下				○	○												
	第35条	廊下の幅						○							○				
	第40条	廊下の幅															○	○	
B10	細則第59条	避難廊下の構造及び設備				○	○												
	第20条	通路等				○	○												
B11 ~ B14	第14条	屋外への出口		○				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	第17条	主たる屋外への出口				○	○												
	第20条	通路等				○	○												
B14	第21条	通路等への出口				○	○												
	第30条	主たる出入口														○			
B15	第50条	防火戸	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
B16	第51条	避難口誘導灯(点滅機能・音声誘導機能付き)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

調査結果表4
(和泉市条例)

調査項目の欄に一つでも○があれば、その該当条文について判定

※この表の利用方法・・・物販店用途の場合(百)
 該当項目B1・B2・B11～B14・B15・B16 を、施行条例第10条・第14条・第26条・第50条・第51条 の内容について調査・判定を行う。
 ※ 事務所用途については該当箇所はありません。
 ※ 上記の○○条は、構造や仕様について規定している条文を示しています。「○」印は条文の適用を「準用する」ものを含みます。
 ※ 条令の内容については、和泉市建築基準法施行条例 を確認してください。